

長崎労働局長（当局）は、令和4年3月16日（水）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。
交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止等について

職場内で感染者等が生じた場合にしっかりと対応していただくとともに、すべての職場で効果的な感染防止措置を速やかに講じていただきたい。

また、接触機会の削減が可能となるよう業務内容と勤務形態を見直していただきたい。

2 労働行政体制の拡充について

政府の重要政策である「働き方改革」への対応等、労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含めて労働行政職員を大幅増員するとともに、法令・制度に切り込む抜本的な業務簡素・効率化を早急に策定し実施するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

3 賃金・諸手当について

各種手当も含めた給与については、公務の特殊性に見合った制度・水準に改善するよう、また新型コロナウイルスに感染するリスクが高い窓口等で業務に従事する職員に対する手当の新設等について、関係機関への働きかけをしていただきたい。

4 都道府県労働局のあるべき人事制度について

労働行政のすべての分野における専門性の維持・向上を図るよう、とりわけ、技官の採用・育成を直ちに再開するとともに、職員のキャリアパスや異動要件も含めた人事制度の抜本的見直しを図るよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

また、体制が縮小された労災補償・適用徴収部署の体制を元に戻し、急増する複雑困難事案等へ対応できる体制を構築していただきたい。

5 誰もが生き生きと働くための労働条件改善等について

介護休暇や育児休暇等各種休暇制度の改善、妊産婦の超過勤務の原則禁止等により、両立支援や母性保護の諸権利を行使しやすくなるよう、また各種ハラスメント防止の徹底等職場環境等の改善により、誰もが生き生きと働き続けられるよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止等について

未だ収束が見えないコロナ禍の中で、職場から感染者やクラスターを発生させないという共通認識の下、引き続き、各種感染防止対策を局署所が一体となって継続してまいりたい。

また、非常勤も含めた職員のより安全・安心を確保すべく、職場での効果的な感染防止措置に係る必要な予算措置、その拡充措置をについて関係機関に対して要望してまいりたい。

2 労働行政体制の拡充について

離島を抱える等地域事情や連年にわたる定員削減の影響により非常に厳しい当局の定員事情について引き続き理解を求めるとともに、当局に対する定員増員及び法令・制度にも関わる抜本的業務簡素・効率化について、関係機関に対し強く要望してまいりたい。

3 賃金・諸手当について

公務の特殊性や職務の専門性を踏まえた給与制度とするよう、また、諸手当についても実情に見合った額とする、あるいは新型コロナウイルスに感染するリスクの高い窓口業務に係る手当の新設するよう、関係機関に対し要望してまいりたい。

4 都道府県労働局のあるべき人事制度について

あるべき労働基準行政体制の確保、専門性の維持・向上とりわけ安全衛生の専門性を確保するための方策、職員のキャリアパスや異動要件も含めた人事制度の見直しについて関係機関に対し強く要望してまいりたい。

5 誰もが生き生きと働くための労働条件改善等について

職員が安心して職務に専念するために、各休暇制度の改善や新設、勤務時間等の改善や勤務環境等の改善について、予算面での配慮も含めて関係機関に対して要望してまいりたい。